氏 名 (本籍地) 上村 正裕 (東京都)

学 位 の 種 類 博士(文学)

報告・学位記番号 甲第497号(甲(文)第六十二号)

学位記授与の日付 2021年9月25日

学位記授与の要件 本学学位規程第3条第1項該当

学 位 論 文 題 目 日本古代王権変質過程の研究

論 文 審 査 委 員 主査 教授 博士(文学) 森 公章

副査 准教授 博士(文学) 木下 聡

副査 教授 博士(文学) 朴澤 直秀

副查 学習院大学教授 博士(文学) 鐘江 宏之

# 学位論文審査結果報告書[甲]

#### 【論文審査】

1 先行研究との関連から見た本研究の位置づけ

本研究は8・9世紀の日本古代の王権構造について、天皇(王)の権力を円滑に発揮できるように構成された、太上天皇や皇后・皇太后、皇太子など天皇を支える存在を包括した権力体としての王権を構成するいくつかの要素、多極的な構造を解明し、その変質過程を考究するもので、8・9世紀における王権が古代国家の展開に対して果たした意義を探り、10世紀以降への展望を示そうとしている。

文献史学においては中国の隋・唐代に完成する律令法を継受して天皇を中心とする中央集権的律令国家が確立する7世紀を古代国家の成立と位置づけている。古くは7世紀中葉の「大化改新」で律令体制構築が始まり、701年大宝律令で完成したとする見取り図が有力で、743年墾田永年私財法によって公地公民制が崩れ、平安初期の桓武朝で律令体制の再建を図るが、平安中期には摂関政治が確立し、天皇を中心とする政治や律令体制も変質していくと考えられていた。しかし、制度史的考察の深化により、大土地所有は大宝令制下でも存続しており、公民制は実態としては在地首長の歴史的支配に依存するもので、墾田永年私財法も大宝令には規定がなかった墾田の扱いを付加してむしろ律令体制を整備するものと位置づけるのが有力な理解になり、律令体制は8世紀を通じて定着していくのであって、奈良・平安時代を律令国家として一括するのではなく、段階差の存在、「過渡期としての奈良時代」という見方が広く共有されるようになっている。

こうした研究の深化をうけて、政治史においても古代天皇制の確立を8世紀末~9世紀初の桓武朝に求める見解が有力になってきた。後に摂関政治を築く藤原氏の力も8世紀には不安定で、天皇は単独で王権を安定化することができず、太上天皇一天皇による権威維持、皇后や太政官に集う貴族のあり方など、様々な「極」が王権を支える形をとらざるを得ず、9世紀になって天皇単独での王権とそれを補佐する太政官機構や摂政・関白、あるいは母后といったしくみが確立していくのである。また天皇や天皇制に限定せず、王を王たらしめている権力を分析する王権論が提唱されており、構造や制度から古代天皇の実像を解明する必要性も広く認識されてきている。

本論文ではこうした動向をふまえて、「多極構造」の王権のあり方を太上天皇の役割、皇后の権能、太政官の構成要素とその機構的整備(公卿の成立)といった側面から考究し、かつ総合化を図るもので、天皇そのものの存在・権威の所以はなお課題として残るが、8・9世紀を中心に政治史の区分に新たな画期を指摘し、「多極構造」の王権がどのように変質していくのかを解明しようとするところに意義があると言える。

### 2 論文の概要

まず本論文の目次を掲げると、次の通りである。

序章 日本古代王権と貴族層

第一節 王権研究の成果と課題

第二節 律令貴族論の成果と課題

第三節 本論文の方向性と課題

第一部 八世紀の王権構造とその周辺

第一章 八世紀の太上天皇と王権

はじめに

- 第一節 元正太上天皇による聖武天皇の後見
- 第二節 元正太上天皇前後の太上天皇制一王権を支える持統・聖武太上天皇一
- 第三節 太上天皇制の相克
  - 一光明皇太后・孝謙太上天皇・藤原仲麻呂の権力と行方―

おわりに

第二章 八世紀の皇后・皇太后

はじめに

- 第一節 立后宣命におけるしりへの政
- 第二節 漢代皇后の儒教的観念と古代日本
- 第三節 八世紀の皇太后―太上天皇に准じた光明子―

おわりに

第三章 大伴古麻呂と「選ばれた四位官人」

はじめに

- 第一節 大伴古麻呂の政治的位置づけ
- 第二節 「選ばれた四位官人」の実相
- 第三節 大伴古麻呂と橘奈良麻呂の変

おわりに

第四章 藤原永手と内臣

はじめに

- 第一節 『類聚三代格』にみえる「内臣宣」
- 第二節 藤原永手の政治的動向
- 第三節 永手の内臣任命とその挫折

おわりに

第五章 藤原仲麻呂と光明子

はじめに

- 第一節 橘奈良麻呂の変をめぐる相克
- 第二節 光明皇太后の構想
- 第三節 藤原仲麻呂との関係修復

おわりに

第二部 平安期王権構造への転回―八世紀後半から九世紀に向けて―

第一章 称徳王権論

はじめに

- 第一節 称徳王権の史的前提
- 第二節 称徳王権と道鏡
- 第三節 称徳王権と官人

おわりに

第二章 奈良時代の王権と内臣

はじめに

- 第一節 内臣鎌足・房前の動向
- 第二節 内臣藤原永手の登場
- 第三節 内臣良継・魚名の動向
- 第四節 内臣と知太政官事・紫微内相

おわりに

第三章 桓武天皇の王権構想と平安初期の議政官

はじめに

- 第一節 平安期王権の胎動
- 第二節 光仁・桓武天皇の側近層
- 第三節 桓武天皇の太政官側近化とその後
- 第四節 公卿成立史と摂関政治の史的前提

おわりに

第四章 平安前期の太上天皇制とその行方

はじめに

- 第一節 九世紀の太上天皇
- 第二節 宇多太上天皇の醍醐天皇後見と挫折
- 第三節 宇多太上天皇の再登場
- 第四節 平安期太上天皇と宇多

おわりに

第五章 皇后・皇太后の変質と母后の登場―九世紀を中心に―

はじめに

- 第一節 橘嘉智子・正子内親王と九世紀の王権
- 第二節 母后と氏后

おわりに

終章 八・九世紀王権構造の変質過程と政治史の展開

第一節 まとめ

第二節 課題と展望

本論文は王権研究の成果と課題、そして考察方法を呈示した序章、8世紀の王権構造を解明する第一部全五章、8世紀後半~9世紀を考察対象として平安期王権構造への転回を論じた第二部全五章、まとめと課題を整理した終章という構成である。400字詰原稿用紙換算では1000枚強の力作・労作になっている。

序章で研究史を整理し、古代日本では皇太子の権力は不安定であるため、これは考察対象外とし、太上天皇と皇后・皇太后が王権を支える中心的な核であるとして、8世紀では内臣や側近官人(「選ばれた四位官人」)という王権周辺の存在も重要であると位置づけ、これらを考究していくとする所以を説明している。

第一部第一章が太上天皇の考察で、まず期間が長い元正太上天皇のあり方を定点観測の材料とした上で、天皇と同等の権力を有する二重権力的存在とする有力説に対して、王権の年長者として天皇を後見する役柄という新たな位置づけを見出している。但し、8世紀後半の孝謙太上天皇は太上天皇として権能を発揮することができず、ここに1つの画期があるのではないかと予測する。

第二章は皇后・皇太后の「しりへの政」を分析するもので、特に女帝の治世が半分くらいある8世紀では聖武天皇の皇后藤原光明子(光明皇后)を中心に据えて検討を進めている。ここでは中国の事例との比較が新しい試みで、儒教的観念に基づく「陰陽二元論」により天皇を助ける存在という特質が析出される。また光明皇太后については「太上天皇に准じる地位」にあったとする位置づけを行う。

第三章~五章はこの光明皇太后や娘の孝謙太上天皇を取り巻く官人のあり方を検討するものである。 先進的・律令的な藤原氏に対して旧守的とされる大伴氏という二項対立的な伝統的政治史理解をめぐっ ては、第三章では大伴古麻呂から見えてくる「選ばれた四位官人」の政務参画による王権構築の構想の 存在を新たな視座として呈示している。第四章では藤原永手を内臣とする新知見に基づく内臣の役割を 探り、第五章では当該期に専制権力を築く藤原仲麻呂と光明皇后・皇太后との関係を再検討する。従来 は通時的に強固な紐帯で叔母光明皇太后の後ろ盾があったとされる藤原仲麻呂について、757 年橘奈良 麻呂の変の時点では両者の政権構想には齟齬があった点を指摘したのは新しい論点で、そこに古麻呂や 永手の存在を視野に入れた複眼的な政治史再構築の可能性を見出している。

以上の第一部の考察を通じて、時期区分としては孝謙太上天皇、彼女が重祚した称徳天皇・道鏡政権期のあり方が新たな画期として設定され、第二部の考究につながる。その第二部ではまず第一章で称徳朝の特質が分析され、天皇単独による王権構成や皇位継承権の独占、上宣制の萌芽や公卿という枠組みの出現による太政官の成熟などに鑑みて、桓武朝における古代天皇制の確立の史的前提を見出すことができるという。ここではまた、称徳天皇崩御後に立太子・即位する白壁王(光仁天皇)やその妻で聖武天皇の娘である井上内親王と称徳天皇の関係について、称徳天皇崩御後に突如浮上するものではなく、通時的変化の中に位置づけて考察するという新しい見方を呈示している。

第二章では8世紀に特有の内臣の政治的位置づけとその行方を考究し、内臣任命者の特色・職掌などの制度面や設置の政治的背景を明らかにし、王権構造の変化に伴う内臣の任免のあり方を解析している。さらには知太政官事や紫微内相など太政官を補完する存在を併考し、8世紀の太政官の成熟度を探るという視点を呈した。

第三章~五章が平安時代前期における王権構造の変化を考える部分で、古代天皇制確立に伴う諸事象や王権を支える各要素の変質過程を探究しようとするものである。第三章は近年の研究で古代天皇制成立の画期とされる桓武朝に関する検討で、天皇単独での権威による王権構造の「簡素化」や皇位継承決定権の確立、議政官を側近化や公卿層の確定により太政官組織を掌握したことなどを明らかにしている。但し、天皇権威が確立したことが逆に成人ではない幼帝の出現を可能にし、母后による天皇の後見や「天皇の機関化」という新たな変化につながるという展望も示されている。

第四章は太上天皇制の行方を探り、嵯峨太上天皇については王権の家父長としての行為は見えるものの、日常的な天皇の後見とは異なるものであること、清和太上天皇に関しては太上天皇としての権能を摂政藤原基経に委譲するといった行為が析出され、9世紀末~10世紀初の宇多太上天皇について4つの時期に区分した詳細な検討を試み、摂関期の太上天皇のあり方への過渡的存在形態を示している。第五章は皇后・皇太后の王権構造への参画の様態が9世紀にどのように変化するかを考察するもので、皇后・皇太后は王権構造を構成する要素からは離れるが、新たに天皇の生母である母后という要素が出現し、母后による天皇の後見という摂関期につながる形態が確立することを指摘する。

終章では全体の要旨をまとめた上で、8~9世紀の実際の政治史の展開を王権構造の変質過程からどのように照合することができるか、本論文の視角に基づく分析の有効性が検証されている。その上で、今後の課題として 10 世紀以降に本格化する摂関政治の下、さらには院政下における天皇や王権構造の

あり方を考察することが挙げられており、研究の展開方向が展望されている。

#### 3 審査の概要

本論文は古代王権の特徴を「多極構造」と位置づけ、なお課題として指摘される8・9世紀における 王権の「多極構造」という枠組みの有効性を立証すべく、それを構成する要素として太上天皇、皇后・ 皇太后や太政官・官人把握などのあり方を丁寧に考究しようとしたものである。8世紀の様相にほぼ対 置する形で8世紀末~9世紀の状況を検討し、王権構造の有機的連関とその変質過程について申請者な りの総合的知見を呈示することができている。

当該分野には膨大な研究蓄積があり、大枠を一新することは難しいが、8世紀の太上天皇の役割について新たな見方を示したこと、光明子の皇后・皇太后としての権能や官人の登用・糾合の構想という分析視角、また藤原永手=内臣説に基づく複眼的な政治史理解の可能性などは、新たな論点として興味深いものである。史料から帰納した「預議政者」の存在を指摘した点も分析視角として面白い。ここには平安時代的公卿の成り立ちを奈良時代後半に見出す新しい視座が示されており、今後の研究に一つの方向性を供するものと言えよう。さらには8世紀末~9世紀初の桓武朝ではなく、8世紀後半の称徳朝に先行する画期的な要素を析出することができるとし、ここに古代王権構造変質の分水嶺を求めた点は、政治史の区分に新たな論点を呈したもので、新しい時期設定としての位置づけ如何が議論されることになると期待される。

政治制度の面では内臣のあり方を通時的に考察し、8世紀は議政官の枠組みが不安定であったものが、9世紀には太政官外の内臣などの解消、太政官の側近化、そして公卿の成立などによって太政官制も完成するという新たな見通しを示している。皇后・皇太后の分析に際しては、中国のあり方を参酌するという方法を利用し、皇后・皇太后と母后の違いを明らかにしたのも新たな成果と言えよう。太上天皇制の変遷に関連して、8世紀的な太上天皇と 10世紀以降の摂関政治下の存在形態との過渡点に位置する宇多太上天皇について、悉皆的な史料の分析に基づく丁寧な考察を試みた点は、宇多天皇は摂関期の天皇のあり方を考える上でも画期として注目されているので、太上天皇の活動を多面的に整理した作業として有用と言えよう。こうした分析視角は、今後、摂関期・院政期の太上天皇について考究する上でも重要になる。

本論文のいくつかの章は既に個別研究論文で発表されたものであるが、今回それぞれに大幅な加筆・修正が施され、全体として整合的な見解を再構築することができたと思われる。この新たな構想が斯界の論議を喚起するものとなり、研究の活発化・深化に資するものと期待されるところである。若干注文をつければ、呈示する概念、政治のことばとしての「選ばれた四位官人」「天皇の機関化」「王権構造の簡素化」などについてはもう少し説明を加えるべき部分もあり、「権威」と「権力」の区別如何なども含めて、自己の発想を先走りすることなく着実な実証をもとに伝えるという点にはなお留意すべきところがない訳ではない。政治史は「水もの」で、どうしても水掛け論にならざるを得ない側面があり、それを克服するための制度史的究明が重要であると思われる。「王権構造変質」の着地点を摂関政治に求めるのはやや予定調和的で、摂関政治の成立過程やしくみ・構造についても、本論文と同様に詳細な考察が求められるところである。

また今回は構造分析が主であったが、天皇そのものの存在・権威の歴史的由来の探究とともに、さらなる細部の検討、政治史以外の分野も視野に入れた様々な考察に取り組み、総合的な歴史分析、幅広い時代の検討に努めて欲しい。天皇大権には官制、官吏任命、軍事、刑罰、外交、王位継承などがあり、

今回は主に王位継承権を軸に論じているので、他の側面に関しても申請者なりの理解を呈示することを期待したい。さらには今回は8・9世紀を対象とし、多極構造を所与のものとして評価しているが、そこに至る初源からの歴史的変遷に関しても自分なりの検討を試み、「変質過程」以前の状況、多極的構造の生成過程・是非などについても考究し、10世紀以降の考察ともども、通時的な理解を構築することも目指してもらいたい。

今回は皇太子の権力は不安定であるとして、王権構造の分析対象にはしていないが、皇太子の位置づけは王権をめぐる諸問題の発端になることが多く、簡単に捨象することはできないと思われる。また後宮の存在をどのように考えるかも重要な論点であり、聖武・称徳・桓武・平城天皇などと後宮との関係はさらに考察が必要であろう。最後に付言すれば、今回は藤原仲麻呂の動向に新たな視角を呈したが、彼の祖父で律令体制を構築する上で重要な役割を果たした藤原不比等のような存在を王権構造にどのように位置づけるのか、この点も分析が求められる課題である。今後こうした問題にも是非取り組んで欲しい。

なお、口述試験では質疑に対して誠実に応答し、当該分野の充分な学識と真摯な研究姿勢を確認することができた。

## 【審查結果】

以上のように、上村正裕氏の論文は、研究蓄積が膨大な当該分野において、悉皆的に史料を収集し、 丁寧な実証研究を試み、かついくつかの新たな視点を呈示しつつ、通時的な展望を示したものとして、 斯界に新しい成果を付加したと評価することができる。

こうした学術的意義に基づき、また文学研究科(史学専攻)の博士学位審査基準に照らして、本研究は博士学位論文として妥当な研究内容であると認められる。

本審査委員会は、上村正裕氏の博士学位請求論文について、所定の試験結果と上述の論文審査結果に基づき、全員一致を以て本学博士学位を授与するのに相応しいものと判断する次第である。

以上